

障害認定基準（眼の障害）の検討課題について

障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金の障害の認定基準については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（昭和61年3月31日庁保発第15号、平成14年3月15日庁保発第12号一部改正。以下「障害認定基準」という。）により取り扱われているところであるが、その後の医療水準の向上による医学実態を踏まえる必要があり、また社会保険審査会や認定現場からより詳細な認定要領や診断書様式が求められており、順次見直し作業を行っているところである。

現 状

1. 視野障害

認定現場から、視野障害については対象となる傷病名等を例示し、より詳細な認定要領を作成してほしいと求められている。

専門家の意見を聴取

主な検討課題

- 視野欠損は必ずしも円状で欠損するとは限らないので、それらを認定するうえでどのように取り扱うべきか。
- 視野障害の状態や主な傷病名についての例示をどのように記載すべきか。
- 視野の中心部分が暗く見えにくい中心暗点はどの程度の障害の程度と判断すべきか。
- 認定医等が視野の測定結果を的確に判断するには、診断書の様式をどのようにすべきか。

現 状

2. 調節機能障害及び輻輳機能障害

社会保険審査会より散瞳障害を規定すべきと
裁決のなかで求められている。

3. まぶたの運動障害

まぶたの障害で運動障害にかかる記載がない。

専門家の
意見を聴取

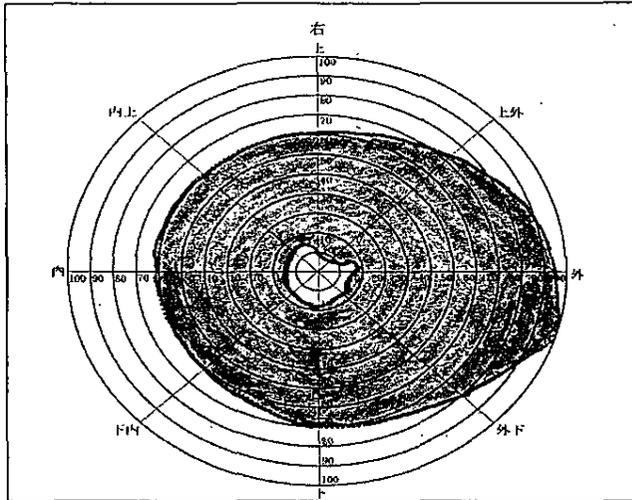
主な検討課題

- 散瞳障害を調節機能障害及び輻輳機能障害の障害として規定することは可能か。
- どのような症状が日常生活に支障がある障害の程度となるのか。

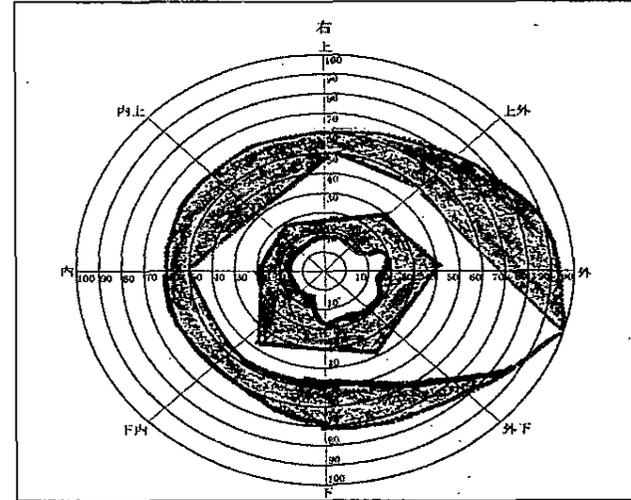
- まぶたの運動障害のうち障害の程度が重いものを障害手当金相当の障害として規定することが可能か。
- 眼瞼痙攣などを運動障害として例示することが適当か。

視野障害の症状例

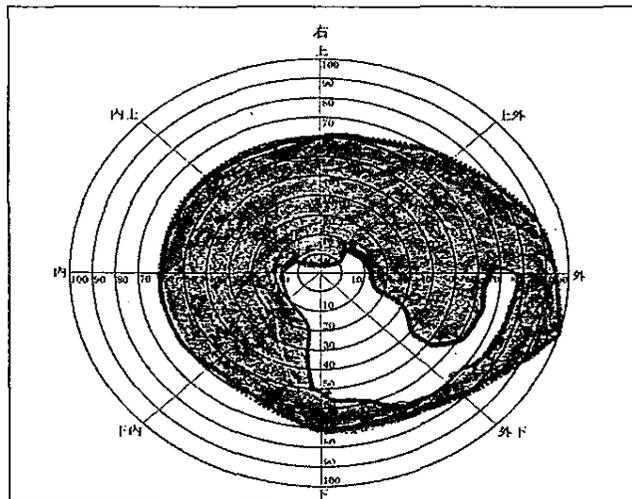
1. 求心性視野狭窄



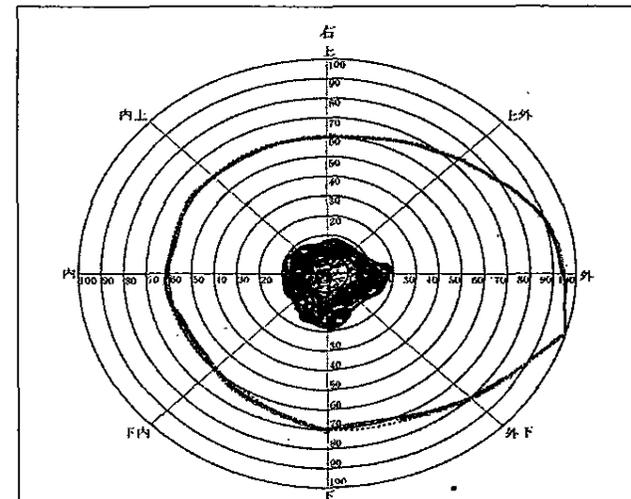
2. 輪状暗点



3. 不規則性視野狭窄



4. 中心暗点



※黒塗り部分は視野が欠けている部分